

SNS上の投資グループで勧誘される詐欺的なFX取引トラブル ～その仲間、信じて大丈夫?～

近年、全国の消費生活センター等には、FX取引（外国為替証拠金取引）に関する相談が寄せられており、特にシニア層を中心に増加傾向が見られます。寄せられた相談を見ると、SNSやインターネット上の広告、SNSで知り合った人からの紹介等をきっかけにSNSの投資グループに誘われ、そこでFX取引を持ちかけられるパターンが目立ちます。消費者は投資グループ内での指示通りに、指定された個人名義の口座に次々とお金を振り込みますが、最後はお金を一切引き出せなくなるという詐欺的な手口です。

主な相談事例

- ①退職金の運用を学ぶためにSNS上の投資グループに参加し、FX取引をしたが出金できない
- ②FX取引で口座から出金を申し出たところ、口座残高の半分の証拠金を要求された
- ③SNSで知り合った人から投資グループに誘われ海外FX取引を行ったが、出金時に税金を請求された

消費者へのアドバイス

- ①SNS上の投資グループに注意してください
将来の生活資金に不安を感じたり、退職金の運用を検討している中、「簡単にもうかる」「自分も成功した」等と言われると、その甘い言葉に流されてしまいがちですが、**確実にもうかる話はありません。**
- ②振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないでください
通常のFX取引で**個人名義の銀行口座を使って入金させることはありません。**また、FX業者と異なる名義の口座を指定することもあります。なお、万が一振り込んでしまった場合は、振込先の金融機関にも問合せを行いましょう。振込先が国内の預金口座等であれば、振り込み詐欺救済法に基づく届け出ができます。
- ③無登録業者との取引は行わないでください
FX取引を行う場合は、必ず金融商品取引業の登録の有無を確認しましょう。海外で金融商品取引のライセンスを持つ業者であっても、日本で登録を受けずに、日本に居住する者に対して金融商品取引を業として行うことは禁止されています。登録の有無については金融庁のホームページで確認できます。掲載されていない無登録業者との契約は行わないでください。
- ④FX取引の仕組みがよくわからなければ契約しないでください
FX取引は、仕組みや契約内容が難しくリスクの高い取引です。FX取引では、元手となる証拠金よりも大きな金額の取引ができますが、為替相場の変動等によって、預けた証拠金以上の多額の損失が出てしまう可能性があります。取引の仕組みをよく理解せずに契約することはやめましょう。
- ⑤不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう
消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

【国民生活センター】

★SDGsクイズ★「ゴール9」!インフラ不十分で失われるものは?

11月18日は「土木の日」、11月18日から24日まで「くらしと土木の週間」
SDGsクイズ「ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう」
開発途上国であるアフリカ諸国では、水道・電気・インターネットなどのインフラ整備が不十分なことが原因で、生産する力が失われているといわれています。

問題：本来の生産する力の何%が失われているでしょう?

- ①10% ②20% ③40%

※答えは裏面



SNS上の投資グループで勧誘される、詐欺的なFX取引トラブルにご注意!



そんなに増えるなら振り込もうかな...



- ☑ **SNS上の投資グループにご注意!**
→ 確実にもうかる話はありません。
- ☑ **振込先が個人名義の口座であれば絶対に振り込まない**
→ 通常のFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。
- ☑ **無登録業者との取引は行わないでください**
→ 必ず金融商品取引業の登録の有無を確認してください。

2024年1月

徳島県消費生活センター

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

いやや

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

「令和6年度 暮らしのサポーター・消費生活コーディネーター研修会」開催

テーマ①「新卒の詐欺の現状と見守り活動のノウハウ」

テーマ②「家計と向き合う消費者力」



■東部地区 テーマ「新卒の詐欺の現状と見守り活動のノウハウ」

日時：令和6年12月5日(木) 午後1時30分～午後4時

場所：とくぎんトモニプラザ大会議室(徳島市寺島本町西1丁目5番地アミコビル東館9階)

講師：一般社団法人消費者力開発協会 理事・事務局長 廣重美希氏

内容：詐欺の手口は年々変わります!「匿流(とくりゅう)」など最新の詐欺の手口を知り、どのように地域での見守りに繋げるかを考え、より安全安心な地域づくりに役立てましょう。

■西部地区 テーマ「家計と向き合う消費者力」

日時：令和6年12月6日(金) 午後1時30分～午後4時

場所：美馬市地域交流センター「ミライズ」活動のハコ(美馬市脇町大字猪尻字西分116-1)

講師：一般社団法人消費者力開発協会 理事・事務局長 廣重美希氏

内容：物価高騰の折、支出は増えても収入はなかなか増えません。キャッシュレス社会、消費者トラブル等経済環境が目まぐるしく変化する中、このような時こそ、消費者の知恵の見せ所です。一緒に学び楽しく乗り切りましょう!

申込及び問合せ先：徳島県消費者情報センター 岡島

電話：088-623-0612 FAX：088-623-0174

メール：t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

《コラム》自転車の法規制が厳しくなりました ～県消費者法務専門員：中川まな美(弁護士)～

令和6年11月1日に新しい道路交通法が施行され、飲酒して自転車を運転する行為について、規制が強化されました。

これまで、お酒を飲んで酩酊状態で運転する「酒酔い運転」については、処罰されていましたが、今回の道路交通法改正により、「酒気帯び運転」(血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上または呼気1リットルにつき0.15グラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転すること)についても、罰則の対象となりました。

酒気帯び運転と酒酔い運転について、その違いをご存じですか?

お酒に弱い人は、ほんのちよつとのお酒を飲んだだけでも、ふらふらの酩酊状態になり、酒酔い運転になります。でも、飲んだ量自体は少ないので、血液や呼気には、アルコールがそれほど含まれないため、酒気帯び運転にはならないかもしれません。

反対にお酒に強い人は、どれだけのんでもふらふらの酩酊状態にはならないため、酒酔い運転にはならないかもしれませんが、血液や呼気を検査して、決まったアルコール濃度が検知されれば、酒気帯び運転になります。

徳島県では、令和5年に自転車の交通事故が424件起こっており、3名が亡くなり、417名がけがをされました。

自転車を利用する際には、お酒を飲まないのはもちろん、安全第一で行きましょう。

★クイズの答え 正解：③

世界では約7億3,300万人が電気を利用できず、約20億人が安全に管理された飲料水を利用できていません(2020年時点)。安定した安全な生活をおくることにより、企業の生産性も上がります。産業の発展のための基盤となる、水道・電気・インターネットの整備は不可欠です。生活改善の支援や、技術革新への取組、技術留学生の受入をし、その情報発信を行っている企業の商品、サービスを選んでみましょう。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ ☎ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

